

川崎市障害者地域就労援助センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者地域就労援助センター（以下「援助センター」という。）において、一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、職業能力と適正に応じた就労の場を確保するとともに、職場への定着の支援を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、社会福祉法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項に規定する公益社団法人、同条第2項に規定する公益財団法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「法人」という。）とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、就労に関して支援を必要とする、川崎市内に在住する障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び障害の可能性のある者とする。

(管轄地域)

第4条 基本的な管轄地域は次のとおり定めるが、対象者の希望を斟酌するとともに、その他の事項を総合的に判断し、管轄地域外の就労援助センターに登録することも可能とする。

- (1) 南部就労援助センター（川崎区日進町5-1）
基本的な管轄地域は、川崎区及び幸区とする。
- (2) 中部就労援助センター（中原区小杉町3-264-3）
基本的な管轄地域は、中原区、高津区及び宮前区とする。
- (3) 百合丘就労援助センター（麻生区百合丘2-8-2）
基本的な管轄地域は、多摩区及び麻生区とする。

(事業内容)

第5条 本事業の内容は、以下のとおりとする。職場実習の内容、利用期間等については、川崎市職場実習事業実施要領に定めるところによる。

(1) 相談

- ア 対象者の就労、進路等について、対象者及び関係者に対する相談・助言を行う。
- イ 就労や職場実習を希望する対象者に、支援を的確に行うため必要に応じ、利用者との信頼関係の形成、利用者の能力・特性の把握を目的とした評価を行い、その能力及び適性を把握し、職種等選択を助言する。ただし、援助センター以外の施設又は事業等を活用することも可能とする。
- ウ 職場不適応等を起こし職場定着が困難となった対象者への再相談及び再評価を行う。

(2) 職場実習

ア 職場実習の場を提供することにより、対象者の就労意欲の向上及びその能力や特性を対象者と支援者が把握することを目的とし、今後の求職活動や進路選択に役立てるものとする。

イ 職場実習の協力を得られる企業等の開拓を行う。

ウ 職場実習が円滑に実施されるよう、対象者と関係者への支援及び企業等との関係調整を行う。

(3) 求職登録及び求職活動の支援

ア 公共職業安定所での求職の登録、その他対象者が行う求職活動支援を行う。

イ 本事業に対し理解があり、対象者の就労に協力を得られる職場の開拓を行う。

(4) 職場定着支援

ア 対象者及びその関係者に対して必要な助言や支援を行う。

イ 対象者から申し出があった場合には、職場に対しても対象者の特性を説明するなどして雇用継続に努めるとともに、雇用管理に関する助言や提案を行う。

(5) 企業支援

障害者の雇用管理などに関して一般的な相談援助を行う。

(6) 関係機関との協力

ア 就労継続支援B型事業所や地域活動支援センター、相談支援センター等の関係機関に対して就労支援に関する助言や情報提供を行う。

イ 関係機関に対して職場実習や求人情報に関する情報提供等を行う。

(7) 川崎市障害者就労支援ネットワーク事業への積極的な参画

実施主体は、川崎市と協力し川崎市障害者就労支援ネットワーク会議を開催し、対象者や関係機関、企業等に対して障害者雇用の普及啓発・促進を目的とする研修会やセミナーなどを実施する。

(8) その他

対象者の就労に際して必要となる、行政機関等への事務手続きの支援及び代行を行う。

(職員配置)

第6条 本事業を実施するにあたり、援助センターには次の専任職員を置くものとし、人数、選考基準及び担当業務は別表に定めるところを原則とする。

(1) 所長

(2) 支援員

(設備)

第7条 本事業を行うための設備については相談室、その他必要な設備を設けるものとし、対象者のプライバシーの保護及び安全の確保に留意するものとする。

(苦情解決)

第8条 援助センターは、事業の内容に関する利用者・家族及び関係機関からの苦情に対応するため、次の事項を遵守し、その解決に努めなければならない。

(1) 利用者・家族及び関係機関からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付責任者を選任する等の措置を講じること。

(2) 利用者・家族及び関係機関からの苦情に関し、川崎市が行う調査に協力するとともに、川崎市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

(報告)

第9条 援助センターの所長は、市からの求めに応じて事業の実施状況及び年度目標の結果を報告しなければならない。

(費用)

第10条 援助センターの利用料は無料とする。ただし、対象者が援助センターを利用する際にかかる交通費及び食費は対象者が負担するものとする。

(事業実施日数)

第11条 援助センターは原則として週5日以上開所し、第5条に定める事業内容に従って事業を実施するものとする。

(事業の実施)

第12条 本事業を実施しようとする法人は、事業実施協議書(第1号様式)をもって市長に協議するものとする。

2 市長は、事業実施の承認、不承認について、事業実施承認(不承認)通知書(第2号様式)により法人に通知するものとする。

(変更届)

第13条 すでに承認を受けた本事業について、所在地、代表者及び職員の変更があった場合、実施主体は事業変更届(第4号様式)により、すみやかに市長に届出て承認を受けるものとする。

(廃止届)

第14条 実施主体は、本事業を廃止するときは、市長に届出て承認を受けるものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 実施主体は、次の台帳等を整備するものとする。

- (1) 運営日誌
- (2) 利用者名簿
- (3) 協力企業台帳
- (4) 対象者の個人台帳
- (5) 会計帳簿
- (6) その他、本事業に必要な書類等

(費用の支弁)

第16条 市は、実施主体が本事業のために支出した費用について、川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金交付要綱により補助するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の定めのない事項については、別に健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第6条関係）

職員区分	人数	選考基準	担当業務
所長	1人 (常勤)	援助センターにおける統括、管理業務を担う能力を有する者とする。また、障害者の就労支援等に関し豊富な経験と相当な実績を持ち、対象者に対して適切な助言・支援を行うことができる者で、援助センター専任の職員とする。	・援助センター 総括、管理業務 ・相談業務 ・就労支援業務 ・その他援助センターの運営に関わること。
支援員	6人 (ただし、常勤を4人以上置くこととする。)	対象者に対して適切な助言及び支援を行うことができる者で、援助センター専任の職員とする。 第5条(2)、(6)、(7)号に関する事業については主担当を設置するものとする。	・相談業務 ・就労支援業務 ・その他援助センターの運営に関わること。 ・所長の補佐

※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者就業・生活支援センターを併設している援助センターにおいては、支援員6人のうちの常勤職員2人については、障害者就業・生活支援センターとの兼任は認めないものとする。

川崎市障害者地域就労援助センター

事業実施協議書

(あて先) 川崎市長

法人名
住 所
代表者

川崎市障害者地域就労援助センター事業実施要綱に基づき、事業を実施しますので、次により協議いたします。

- 1 事業を実施する場所 川崎市 区
- 2 実施事業所の名称
- 3 事業開始(予定)年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 法人の定款等の基本的規約
 - (2) 法人の事業内容を示す書類
 - (3) 職員(嘱託を含む)の経歴書
 - (4) 実施事業所の平面図等
 - (5) 事業計画書
 - (6) 事業実施場所(賃貸借の場合)の賃貸契約書(写)等

川崎市障害者地域就労援助センター
事業実施承認通知書

様

川崎市長

年 月 日付けで申請のあった川崎市障害者地域就労援助センター事業の開始については、次のとおり承認しましたので通知します。

1 承認内容

名 称

開 始 承 認

年 月 日

年 月 日

(川崎市健康福祉局障害者社会参加・就労支援課 担当)

川崎市障害者地域就労援助センター
事業実施不承認通知書

様

川崎市長

年 月 日付けで申請のあった川崎市障害者地域就労援助センター事業の開始については、次のとおり不承認となりましたので通知します。

1 不承認理由

名 称

(川崎市健康福祉局障害者社会参加・就労支援課 担当)

川崎市障害者地域就労援助センター

事業変更届

(あて先) 川崎市長

法人名
住 所
代表者

川崎市障害者地域就労援助センター事業について、次の事項を変更しますので届け出ます。

1 変更事項

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更年月日

年 月 日